

1. 令和3年第1回郡上市議会定例会議事日程（第7日）

令和3年3月23日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第5号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第6号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第7号 郡上市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第8号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第9号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第10号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第11号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第12号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第13号 郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第14号 郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第15号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第16号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第27号 令和3年度郡上市一般会計予算について
- 日程15 議案第28号 令和3年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程16 議案第29号 令和3年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程17 議案第30号 令和3年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程18 議案第31号 令和3年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程19 議案第32号 令和3年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程20 議案第33号 令和3年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程21 議案第34号 令和3年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程22 議案第35号 令和3年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程23 議案第36号 令和3年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について

- 日程24 議案第37号 令和3年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程25 議案第38号 令和3年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程26 議案第39号 令和3年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程27 議案第40号 令和3年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程28 議案第41号 令和3年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程29 議案第42号 令和3年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程30 議案第43号 令和3年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程31 議案第44号 令和3年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程32 議案第45号 令和3年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程33 議案第46号 令和3年度郡上市下水道事業会計予算について
- 日程34 議案第47号 令和3年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程35 議案第49号 財産の処分について
- 日程36 議案第50号 市道路線の廃止について
- 日程37 要望第1号 営農用水道料金特例（郡上市水道事業給水条例附則）等の延長に関する
要望書について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程37まで

- 日程38 議案第54号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程39 議発第4号 郡上市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程40 議発第5号 郡上市議会基本条例の一部を改正する条例について
- 日程41 議発第6号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程42 議発第7号 郡上市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教治	2番	長岡 文男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一貴
7番	森藤 文男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝彦	10番	山川 直保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜人

13番	田代はつ江	14番	兼山悌孝
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	熊田一泰	市長公室長	日置美晴
総務部長	古田年久	市長公室付部長	河合保隆
健康福祉部長	和田美江子	農林水産部長	五味川康浩
商工観光部長	可児俊行	建設部長	小酒井章義
環境水道部長	猪俣浩巳	郡上偕楽園長	松井良春
教育次長	佃良之	会計管理者	中山洋
消防長	笹原克仁	郡上市民病院事務局長	藤田重信
国保白鳥病院事務局長	川尻成丈	代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大坪一久	議会事務局 議会総務課 課長補佐	松山由佳
議会事務局 議会総務課 主任	岩田亨一		

◎開議の宣告

○議長（山川直保君） 皆様、おはようございます。

議員各位におかれまして、2月26日の開会以来、それぞれ出務、御苦労さまでございます。いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく審議いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、3番 田代まさよ君、4番 田中義久君を指名します。

◎議案第5号から議案第16号までについて（委員長報告・採決）

○議長（山川直保君） 日程2、議案第5号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第13、議案第16号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの12議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました12議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、田中やすひさ君。

11番 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

令和3年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例3議案につきまして、令和3年3月9日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第5号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、感染症防疫等作業手当に係る新型コロナウイルス感染症の定義を改めるための改正であると説明を受けました。

委員からは特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定い

たしました。

議案第6号 郡上市ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、光化整備事業の完了により、地上波放送に加え、衛星放送が視聴可能となったこと、また多チャンネルサービスの取扱いを見直したこと等に伴い、所要の規定を整備するための改正であると説明を受けました。

委員からは特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第7号 郡上市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、郡上市空家等対策協議会の庶務の所管課を、総務部総務課から建設部都市住宅課に改めるための改正であると説明を受けました。

委員からは特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。令和3年3月23日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会総務常任委員会委員長 田中やすひさ。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

続きまして、産業建設常任委員会委員長、兼山悌孝君。

14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

令和3年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例1議案につきまして、令和3年3月10日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第8号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

環境水道部長から、郡上市汚水処理施設整備構想に基づき、二日町及び中西地区の農業集落排水処理施設を下水道の白鳥処理区に事業統合するための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、統合後の農業集落排水処理施設の取扱いについて質問があり、汚泥肥料の郡上コンポストの保管及び配布場所として利用することとし、引き続き農業に関する有効利用を図っていきたいとの説明がありました。

不用となった下水道管の取扱いについて質問があり、下水道管は地中の深い位置に埋設されてお

り、撤去には多額の費用を要するため、道路管理者と協議し、最善の方法を選択していくこととし、今回の案件については、市道管理者である建設部と協議し、管に水や土が入らないようキャップ止めにし、箇所ごとに延長や口径を把握・データ化して管理を行っていくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。令和3年3月23日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 兼山悌孝。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

続きまして、文教民生常任委員会委員長、渡辺友三君。

16番 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） それでは、文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

令和3年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例8議案につきまして、令和3年3月11日開催の第1回文教民生常任委員会において、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第9号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、健康保険法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するためのものであるとの説明を受けました。

審査の中で、児童扶養手当所得制限の所得判定期間が9月から10月へ変更された理由について質問があり、児童扶養手当法の改正により児童扶養手当の支給回数が年3回から年6回に増え、隔月支払いとなったことに伴い、福祉医療においても準用する部分を改正したとの説明がありました。

それぞれの保険に対し、マイナンバーカードを対応させるためにはどのような方法があるかとの質問があり、市役所の窓口においては、顔認証などで手続きが可能である。マイナポータルアプリを取得して手続きをする方法もあるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第10号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、第8期介護保険事業計画の策定に伴い、令和3年度から令和5年度までの介護保険料等を定めるため及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免申請の特例に関する新型コロナウイルス感染症の定義を改めるため定めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、第8期の計画策定に当たり、介護支援ボランティア制度の意識調査を実施しているが、結果はどのように反映されているのかとの説明があり、積極的に参加をしたいと回答した人は約8%であり、その結果を踏まえ、関係機関と共に協議検討を進めていると計画に記載

したとの説明がありました。

第8期では、介護保険料の基準額を変えないということであったが、基金の残高見込みは下がっているため第9期では上げなければならないのではないかと質問があり、これからの介護需要を踏まえると、今後、第9期の値上げは検討が必要であると考えているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第11号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の規定を整備するため定めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、利用者側にとっての質の担保について質問があり、現地指導や介護サービス相談員の派遣を通じて質の担保を図っているとの説明がありました。

過疎地域における定員基準の超過について質問があり、小規模多機能型施設は上限25人契約であったが、必要に応じて市町村の裁量で、もう少し拡大をしてよいことになった。市内には2つの小規模多機能型施設があり、八幡地域の施設については当てはまる可能性があるとの説明がありました。

計画作成担当者の研修内容について質問があり、サテライト型事業所については認知症介護実践者研修を受けることで配置可能となるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第12号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の規定を整備するため定めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、介護職員不足の現状で、職員の介護負担が大きくなるかとの質問があり、地域密着型サービスは比較的小さな規模であり、大きな施設と違い、今のところ大幅な職員不足は見受けられないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第13号 郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の規定を整備するため定めるものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第14号 郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の規定を整備するため定めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から居宅介護支援の利用者負担が原則無料であることについて質問があり、利用者のケアプランを立てるといふ介護支援の入口で負担が発生すると利用控えが生じるおそれがあるため無料としているとの説明がありました。

電磁的記録の保存について質問があり、紙媒体に代えてパソコンのファイルを用いることで事業所の業務負担の軽減につなげるとの説明がありました。

施行までの期間が短い、周知はどのように考えているかとの質問があり、改正については国から県を通じて各事業所に周知されており、必要に応じて市でも相談に乗っていくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第15号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する新型コロナウイルス感染症の定義を改めるため定めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、新型コロナウイルス感染症の変異種について質問があり、変異種もベータコロナウイルスに属するものとして認識しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第16号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額等に係る規定を改めるため及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税免除申請の特例に関する新型コロナウイルス感染症の定義を改めるため定めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、低未利用土地の譲渡について期限が設けられているのはなぜかとの質問があり、租税特別措置法で定められているので、期限を定めて成果を確認するためであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告といたします。令和3年3月23日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 渡辺友三。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第5号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第5号に対する討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第6号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第6号に対する討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第7号 郡上市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第7号に対する討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第8号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第8号に対する討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第9号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第9号に対する討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第10号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第10号に対する討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第11号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第11号に対する討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第12号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第12号に対する討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第13号 郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第13号に対する討論の通告がありませんので、討論を終結し、

採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第14号 郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第14号に対する討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第15号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第15号に対する討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第16号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第16号に対する討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可とすることに決定しました。

◎議案第27号について(委員長報告・採決)

○議長(山川直保君) 日程14、議案第27号 令和3年度郡上市一般会計予算についてを議題といたします。

ただいま議題としました議案第27号は、予算特別委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

予算特別委員会委員長、田代はつ江君。

13番 田代はつ江君。

○13番(田代はつ江君) それでは、予算特別委員会の報告をさせていただきます。

令和3年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました議案第27号 令和3年度郡上市一般会計予算につきまして、令和3年3月3日、4日、5日及び8日に予算特別委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので報告いたします。なお、全議員参加の委員会ですので、詳細な報告は省略し、結果のみ報告します。

議案第27号 令和3年度郡上市一般会計予算について、以上1議案につきましては、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上のとおり報告いたします。令和3年3月23日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会予算特別委員会委員長 田代はつ江。

以上でございます。

○議長(山川直保君) ありがとうございました。

報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第27号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第27号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第28号から議案第47号までについて(委員長報告・採決)

○議長(山川直保君) 日程15、議案第28号 令和3年度郡上市国民健康保険特別会計予算についてから、日程34、議案第47号 令和3年度郡上市病院事業会計予算についてまでの20議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました20議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、田中やすひさ君。

11番 田中やすひさ君。

○11番(田中やすひさ君) 失礼します。それでは、報告をさせていただきます。

令和3年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました予算10議案につきまして、令和3年3月9日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第31号 令和3年度郡上市駐車場事業特別会計予算について。

総務部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、駐車場特別会計の予算規模が小さいことと、黒字経営のためにシステムの研究や利用客と職員を区分できるシステムの研究について質問があり、総務部長からは、営業日が土日祝日のみで、イベント時には無料開放していること、平日は職員駐車場として無料開放していることについて説明がありました。

また、職員は無料カードの利用が可能であるが、出勤時に渋滞してしまう懸念があるとの説明がありました。

駐車場を無料開放しないことも含めて採算が合う運営について質問があり、経営シミュレーションでは、リース料の支払いが発生する5年間は赤字であるが、それ以外の年は一定の黒字が見込まれ、15年間の期間全体では黒字となる見込みである。また、大規模なイベント時以外には無料開放を避け、無料認証機で対応する等、可能な範囲で稼働を確保していきたいと説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第34号 令和3年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について。

市長公室長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

委員からは特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第37号 令和3年度郡上市大和財産区特別会計予算について。

大和振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

委員からは特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第38号 令和3年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について。

白鳥振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

委員からは特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第39号 令和3年度郡上市牛道財産区特別会計予算について。

白鳥振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

委員からは特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第40号 令和3年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について。

白鳥振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

委員からは特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第41号 令和3年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について。

高鷲振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

委員からは特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第42号 令和3年度郡上市下川財産区特別会計予算について。

美並振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

委員からは特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第43号 令和3年度郡上市明宝財産区特別会計予算について。

明宝振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

委員からは特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第44号 令和3年度郡上市和良財産区特別会計予算について。

和良振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

委員からは特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。令和3年3月23日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会総務常任委員会委員長 田中やすひさ。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

続きまして、産業建設常任委員会委員長、兼山悌孝君。

14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） それでは、報告をいたします。

令和3年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました予算4議案につきまして、令和3年3月10日開催の第1回産業建設常任委員会において、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第32号 令和3年度郡上市宅地開発特別会計予算について。

建設部長から、歳入歳出予算の総額と内訳及び販売予定区画等について説明を受けました。

審査の中で、委員から1区画が残っている要因について質問があり、のり面の割合が大きい区画であり、購入後における管理の面から残っているものと推察されるとの説明がありました。

予算計上されている草刈りの委託料等の管理費は、区画完売後も必要となるのかとの質問があり、残り1区画の分譲地の管理や調整池の管理のため一定の管理費を見込んでいるが、完売した場合は自治会と協議を行い、管理費の縮小を図っていききたいとの説明がありました。

管理費の削減のため、余剰地を利用した貸倉庫を設置するなど、使用料収入の確保について質問があり、余剰地が発生した場合は、そうした利用も含め検討していきたいとの説明がありました。

区画が完売間近となり、これまでの経過等総括的な見解について質問があり、「ニュータウンみなみ円山の里」は美並村時代に東海北陸自動車道のトンネル工事の残土処分地を利用し、造成に係る費用は、日本道路公団の経費で整備を行った。当時は、東海北陸自動車道美濃インターチェンジ付近等の分譲地が少なかったこともあり、順調に売約が進んだ。最近では、交通の利便性の利点は薄れたものの、現在までに34世帯が居住されており、一定の効果をもたらしているものと考えているとの説明がありました。

国道156号に近い場所に新たに分譲地を整備する構想はないかとの質問があり、整備に係る費用等の諸条件が合致するものであれば、今後も検討していきたいとの説明がありました。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所についての質問があり、川沿

い近くの集落に向かう箇所と分譲地の山裾の2か所が土砂災害特別警戒区域に指定されているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第36号 令和3年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について。

商工観光部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から小水力発電は国が推奨する事業であるが、設置後は地方自治体任せということはないかとの質問があり、本市の小水力発電所は県営農村環境整備事業を活用して整備を行い、事業費負担は25%で済んでいる。このため、県補助なしで整備を行う場合、設備整備、維持管理に見合う売電量を賄うためには最大出力100キロワット以上が理想であるが、現在、100キロワット以下の出力でも一般会計への繰出し可能となっている。売電価格についても20年間は1キロワット当たり34円の固定価格が保証されており、安定的な収入が確保されているとの説明がありました。

各発電所における水車形式と稼働率の違いについて質問があり、水車形式は、水量、勾配により発電の出力が決定し、設計時に最適な水車形式を選択している。稼働率は時期的な渇水や故障等を考慮するため、通常値で60%から70%となり、計画売電量を設定する際の見込みとなるとの説明がありました。

「脱炭素社会郡上」の実現に向けての取組の一つである小水力発電事業の今後の見通しについて質問があり、令和元年度で県の事業は終了し、市として整備を行う予定はないが、民間事業者に対する支援を行っていくとの説明がありました。

市内4施設それぞれ管理委託先が異なっているのかとの質問があり、日常的な管理業務は施設ごとに地元自治会や用水路組合等へ委託しており、加えて施設ごとに機器の保守点検業務を専門業者に委託しているとの説明がありました。

NPO法人地域再生機構との関わりについて質問があり、今後、建設される箇所が出てきた場合に、専門的な知見からの助言、指導を受けるための予算を計上しているとの説明がありました。

再生可能エネルギー発電促進のための賦課金は、個人世帯の電気料金に上乗せされており、また電気は蓄電することができないため余剰電源として残すことができないため、再生可能エネルギーが脱炭素化に貢献していないとの指摘もある。再生可能エネルギーの取組が無駄となることがないよう実態の調査研究を進められたいとの意見があり、小水力発電の効果について調査研究するとともに、売電だけに依存せず、自家消費を視野に入れて進めていくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第45号 令和3年度郡上市水道事業会計予算について。

環境水道部長から、歳入歳出予算の総額と内訳及び主要事業箇所について説明を受けました。

審査の中で、委員から人口減少に伴う減収の見込みについて質問があり、例年、一般会計からの

繰入金により経営が成り立っている。料金収入については、コロナ禍であるが、前年度並みの見込みであり、今後、延長約900キロメートルにも及ぶ水道管路の更新を実施するための財源確保として、料金改定を視野に入れて検討をしている状況である。郡上市水道事業ビジョンでは、料金改定について令和3年度に検討、令和4年度から実施予定としているが、コロナの影響により見送る方向で考えているとの説明がありました。

一般会計からの繰出金の基準について質問があり、繰出基準は、総務省から毎年4月に公表され、適正な料金設定を前提として、水道事業の費用を一般会計が負担する基準を定めている。本市では、1立米当たりの料金を120円と定められていることもあり、繰出基準内には収まっていないとの説明がありました。

財源確保対策はどのように行っているかとの質問があり、経営が大変厳しい旧簡易水道事業については、管路変更等に国の補助を活用している。また、更新の考え方は、法定耐用年数が40年と定められているところを、施設能力を最大限使用することとし、管種ごとに独自の更新年数を定めているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第46号 令和3年度郡上市下水道事業会計予算について。

環境水道部長から、歳入歳出予算の総額と内訳及び事業予定箇所について説明を受けました。

農業集落排水処理施設の統合先の下水処理施設の処理能力について質問があり、いずれの処理場も人口減少等の影響により計画処理人口上の処理能力には余裕があり、設備を増強する必要はないとの説明がありました。

コロナ禍による手洗いの徹底が浸透したことによる水量の変化や消毒成分による処理場への影響はないかとの質問があり、流入量に応じて運転を調整することができるが、今のところ水量に大きな変化はなく、消毒による影響も出ていないとの説明がありました。

下水道接続率の向上のための取組と目標について質問があり、広報郡上や郡上ケーブルテレビを通じて啓発を行っているが、宅内の水回り工事は多額の費用を必要とする場合が多く、強要することができないのが現状である。以前に実施したアンケート調査では、年配であること、後継者がいないこと、個人で浄化槽を設置済みであることといった未接続の理由が多く、接続率が飛躍的に向上することは困難な状況であるとの説明を受けました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。令和3年3月23日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 兼山悌孝。

以上です。

○議長（山川直保君） ありがとうございました。

続きまして、文教民生常任委員会委員長、渡辺友三君。

16番 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） それでは、文教民生常任委員会の報告を行います。

令和3年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました予算6議案につきまして、令和3年3月11日開催の第1回文教民生常任委員会において、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第28号 令和3年度郡上市国民健康保険特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から保険給付費の療養諸費及び高額医療費が昨年より増えている根拠について質問があり、毎年、被保険者数と1人当たりの保険給付費の平均を算出しており、前年度の平均と対比した増減率を参考としている。診療や医療機器の高度化によって医療費の単価が上がっており、1人当たりの医療費は増加傾向であることが理由であるとの説明がありました。

一般管理費の歳出が増えている理由について質問があり、これまで被保険者証と高齢受給者証を別々に発行していたが、一つに統合することになり、そのためのシステム改修等に係る費用が増えたためであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第29号 令和3年度郡上市介護保険特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第30号 令和3年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について。

郡上偕楽園長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第33号 令和3年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について。

教育次長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から介護職員奨学金返済支援事業との併用について質問があり、併用は可能であるとの説明がありました。

また、返還の一部免除の対象者に係る調査について質問があり、返還免除については、毎年申請をしていただくこととなっており、その都度、調査をしている。返還期間が10年間であれば10年間毎年調査し、返還途中で郡上市から転出することになれば制度は受けられなくなるとの説明があり

ました。

また、返還の一部免除は郡上市へのUターンを促す上で意義ある制度であることから、Uターンを見据えた貸付希望者が増加するよう貸付内容の一層の充実を検討されたい旨の意見が出されました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第35号 令和3年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第47号 令和3年度郡上市病院事業会計予算について。

郡上市市民病院事務局長及び国保白鳥病院事務局長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から両病院の外来収益が前年度に比べて大きく減少している理由及び国保白鳥病院の訪問看護報酬が、前年度と比べ、290万円ほど増加している理由について質問があり、外来収益の減少は、コロナ禍により外来患者が大きく減少しており、今後も増加が見込めないこと、訪問看護ステーションについては、利用者数は変わりはないが、令和2年度に単価が500円上がったため単価増を見込んだ予算となっているとの説明がありました。

郡上市市民病院の療養病床は介護保険が使えるのかとの質問があり、療養病床については、介護型と医療型の2種類がある。郡上市市民病院は、医療型の療養病床の設定となっており、医療保険の適用対応となるため介護保険は使えないとの説明がありました。

透析患者数と病床について質問があり、郡上市市民病院では40人の患者が1日おきに2班に分かれて利用しており、透析病床数は25床あるため病床数は足りている。国保白鳥病院では25人の患者が1日おきに2班に分かれて利用しており、透析病床は16床あるため病床数は足りているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。令和3年3月23日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 渡辺友三。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） ありがとうございました。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第28号 令和3年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第28号に対する討論の通告がありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第28号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第29号 令和3年度郡上市介護保険特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第29号に対する討論の通告がありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第29号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第30号 令和3年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第30号に対する討論の通告がありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第31号 令和3年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行

います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第31号に対する討論の通告がありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第32号 令和3年度郡上市宅地開発特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第32号に対する討論の通告がありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第32号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第33号 令和3年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第33号に対する討論の通告がありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第33号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第34号 令和3年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第34号に対する討論の通告がありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第34号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第35号 令和3年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第35号に対する討論の通告がありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第35号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第36号 令和3年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第36号に対する討論の通告がありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第36号は、原案のとおり可とすることに

決定しました。

議案第37号 令和3年度郡上市大和財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第37号に対する討論の通告がありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第37号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第38号 令和3年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第38号に対する討論の通告がありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第38号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第39号 令和3年度郡上市牛道財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第39号に対する討論の通告がありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第40号 令和3年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第40号に対する討論の通告がありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第41号 令和3年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第41号に対する討論の通告がありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第42号 令和3年度郡上市下川財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第42号に対する討論の通告がありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第42号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第43号 令和3年度郡上市明宝財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第43号に対する討論の通告がありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第43号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第44号 令和3年度郡上市和良財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第44号に対する討論の通告がありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第44号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第45号 令和3年度郡上市水道事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第45号に対する討論の通告がありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第45号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第46号 令和3年度郡上市下水道事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第46号に対する討論の通告がありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第46号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第47号 令和3年度郡上市病院事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第47号に対する討論の通告がありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第47号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時50分を予定します。お願いします。

(午前10時40分)

○議長(山川直保君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時50分)

◎議案第49号について（委員長報告・採決）

○議長（山川直保君） 日程35、議案第49号 財産の処分についてを議題とします。

ただいま議題としました議案第49号は、産業建設常任委員会に審査を付託しております。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、兼山悌孝君。

14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） それでは、報告をいたします。

令和3年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました財産処分の1議案につきまして、令和3年3月10日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第49号 財産の処分について。

商工観光部長から、大島工業団地の土地を売却するものであるとの説明を受けました。

委員から、資料の写真では大島工業団地の南端の土地で杉林が消えている理由について質問があり、当該地は東海鋼管株式会社岐阜第一工場が、拡張計画に基づき地権者から購入取得されたためであるとの説明がありました。

資料の写真では、調整池にフェンスが設置されていないが、将来的には必要でないかとの質問があり、写真は完成前に撮影されたものであり、現在はフェンスが設置されているとの説明がありました。

環境アセスメントはクリアしているのかとの質問があり、大島工業団地の造成に当たって、環境調査を実施済みである。操業後の工場からの騒音については、アサヒフォージ株式会社に対して基準を提示し、達成するよう働きかけているとの説明がありました。

工場の稼働時期はいつ頃になるのかとの質問があり、2023年頃から基礎工事、高圧電線、建屋等の工事に順次着手され、操業は2025年頃になると聞いているとの説明がありました。

造成工事費の9億5,771万2,000円に対し、同社への売払価格は6億500万円であり、3億5,271万2,000円は市の持ち出しとなっていることについての考え方について質問があり、同社としては、今後50億円から60億円規模の投資をされると聞いており、50億円の建設事業が実施された場合、市の産業連関表によるシミュレーションでは72億5,300万円の経済効果が見込まれる。また10年間で30名程度の雇用を予定されており、従業員数は現在の約180名から約210名となる。市の持ち出し分については、固定資産税、市民税、法人税により16年間で回収可能という試算が出ており、会社の業績が順調であれば、回収年数は前倒しとなるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。令和3年3月23日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 兼山悌孝。

以上です。

○議長（山川直保君） ありがとうございました。

報告が終わりましたので、質疑、討論、採決を行います。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第49号に対する討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

◎議案第50号について（委員長報告・採決）

○議長（山川直保君） 日程36、議案第50号 市道路線の廃止について、議題といたします。

ただいま議題としました議案第50号は、産業建設常任委員会に審査を付託しております。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、兼山悌孝君。

14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） それでは、報告をいたします。

令和3年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました市道路線の廃止1議案につきまして、令和3年3月10日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第50号 市道路線の廃止について。

建設部長から、大島工業団地整備事業の竣工に伴う道路区域の変更により、市道大平線の路線の一部が市道中ノ棚三号線と重複となるため、これを廃止するものであるとの説明を受けました。

委員から、市道大平線の大島工業団地内の区間は既に廃止されているのかとの質問があり、当該区間については、現時点では新規路線とともに認定している状況であるが、削除する形での区域変

更の告示を行うとの説明がありました。

国道156号側から大島工業団地に向かう上り坂の傾斜の緩和化の見通しについて質問があり、令和3年度に改良計画に係る予算を計上しており、詳細は検討段階であるとの説明がありました。

国道156号側から大島工業団地に向かって最初のカーブの旧道部分の扱いについて質問があり、旧道部分は民家等の進入路が必要であるため、引き続き使用するとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。令和3年3月23日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 兼山悌孝。

以上です。

○議長（山川直保君） ありがとうございました。

報告が終わりましたので、質疑、討論、採決を行います。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第50号に対する討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

◎要望第1号について（委員長報告・採決）

○議長（山川直保君） 日程37、要望第1号 営農用水道料金特例（郡上市水道事業給水条例附則）等の延長に関する要望書についてを議題とします。

ただいま議題としました要望第1号は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、兼山悌孝君。

14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） それでは、報告をいたします。

令和3年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました要望1件につきまして、令和3年3月10日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしました

ので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

要望第1号 営農水道料金特例（郡上市水道事業給水条例附則）等の延長に関する要望書について。

農林水産部長及び環境水道部長から、合併前の郡上7か町村の農村部における水道施設整備については、より有利な営農飲雑用水施設整備事業を活用して整備を行い、営農者に対し、安価な営農水道料金を適用してきた。平成30年4月の水道事業の会計統合・企業会計移行に伴って、これら営農水道料金については、企業会計としての性質等を勘案し、令和5年3月31日までの5年間の特例措置を設けて廃止することとなった。その後の対応については、農業施策の一環として検討するものであるが、追加的な支援策として、担い手営農支援事業及び畜産担い手支援事業により、各事業者が水源を確保する際の井戸掘削、ポンプ設置、配管工事等に対する補助を行っているとの説明を受けました。

本委員会としては、令和5年3月31日までの特例期間があることから、今後、管内視察等を実施して、営農飲雑用水利用農家の意見を聞くなど、継続して検討していくこととしました。

審査の経過、本委員会としては全会一致で、本委員会は継続審査を要することに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。令和3年3月23日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 兼山梯孝。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、質疑、討論、採決を行います。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は継続審査であります。委員長の報告のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、要望第1号は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ここで日程の追加を行いたいと思います。

お諮りします。議案第54号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第10号）について、議発第4号 郡上市議会会議規則の一部を改正する規則について、議発第5号 郡上市議会基本条例の一部を改正する条例について、議発第6号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例について、議発第7号 郡上市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、以上の5議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号から、議発第7号までの5議案を日程に追加することに決定しました。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

◎議案第54号について（提案説明・質疑）

○議長（山川直保君） ただいま日程に追加されました日程38、議案第54号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

説明を求めます。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久君） それでは、議案第54号をお願いいたします。

令和2年度郡上市一般会計補正予算（第10号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月23日提出、郡上市長 日置敏明。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,171万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ338億3,233万6,000円とする。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正でございます。追加でございます。民生費、児童福祉費の保育園管理運営経費で126万円でございます。こちらのほうは、畳の取替えや網戸設置工事などの新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業が3月末までに物品調達や設置工事ができないためでございます。

同じく、児童館管理運営経費19万7,000円、こちらのほうは新型コロナウイルス感染拡大防止対策除菌対策マットの購入について、3月末までに物品調達ができないためでございます。

続きまして、商工費の新型コロナウイルス観光緊急対策事業でございます。3,583万円ござい

ます。こちらのほうは、「郡上で泊まろう支援事業第2弾」が緊急事態宣言の発出により実施が困難となったため及びG o T o トラベル事業の一時停止措置により、年度内には取消料対応費用の確定が見込めないためでございます。

続きまして、教育費のほうで保健体育費、学校給食センター施設改修事業161万1,000円でございます。こちらのほうは高鷲の学校給食センターのエアコン設置工事の実施期間が不足をするためでございます。合計で3,889万8,000円でございます。

2のほうですが、変更です。民生費の児童福祉費で保育園施設整備事業で、補正前が984万5,000円でしたが、補正後で1,009万円として、24万5,000円を増額するものでございます。

これと一番下の教育費、幼稚園費の幼稚園施設整備事業63万7,000円から74万2,000円、20万5,000円増額するものですが、これについては同じ事業で保育園と幼稚園に案分した事業でございますので、この理由としましては、みなみ園の感染拡大防止対策のための給食室のエアコンの設置が3月までに間に合わないということによるものでございます。

それから真ん中ですが、消防費の消防活動経費で143万円から1,542万2,000円へ、1,399万2,000円増額を行うものですが、こちらのほうはコロナ専用救急車を運用するための資器材の購入が年度内の納品が不可能ということになったためでございます。

合計としまして、8億528万8,000円から8億1,963万円へ1,434万2,000円を増額させていただくものでございます。

6ページをお願いします。第3表地方債の補正でございます。変更ですが、学校教育施設等整備事業で、補正後の欄を見ていただきますと、7,180万円ということで、1,230万円の減額となります。これは小中学校の情報通信ネットワーク環境整備事業の確定見込みによるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

補正予算の詳細につきましては、事業概要一覧表のほうで説明をさせていただきますので、1ページのほうを御覧いただきたいと思います。事業概要説明一覧表の1ページをお願いします。

まず、歳入のほうでございます。16款国庫支出金でございますが、総務管理費補助金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、補正額が3,300万7,000円の増でございます。右側の欄のところに内訳が書いてございますが、国の一次補正で保留されていた国庫補助事業の地方負担分2,143万8,000円と国の3次補正分、地方単独分の3億9,156万9,000円の合計から、令和3年度へ財源を持っていく、繰り越す3億8,000万円を引いた、減じた額が3,300万7,000円ということですのでよろしく申し上げます。

以下、2ページまで記載しておりますが、45の事業への充当額の増減を行うものでございます。これによって、3年度の財源とする3億8,000万円以外の交付限度額全額に充当を行わさせていただいております。

2ページが一番下をお願いいたします。続いて、児童福祉費補助金で、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金でございます。278万円の減額です。これは事業費の確定による減額で、感染症対策を行う子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費の実績によるものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。同じく子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金でございます。54万4,000円の減額で、これも事業費の確定による減額ということで、同様の、こちらは事務費のほうでございます。

続いて、教育総務費補助金、学校保健特別対策事業費補助金、補正額ございません。充当額の変更で、事業費の確定による端数調整ということですのでお願いいたします。

続いて、小学校費補助金で情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金、842万1,000円の減額です。事業費の確定見込みによる減額ということでございます。

それから同じく情報機器整備費補助金で36万4,000円の減額でございます。事業費の確定見込みによる減額でございますが、情報機器整備費補助金、ウェブカメラの購入や児童や教職員用端末の購入によるものでございます。

続きまして、中学校費の補助金ですが、情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金で405万4,000円の減額でございます。事業費の確定見込みによる減額ということでございます。

4ページをお願いいたします。同じく情報機器整備費補助金で19万6,000円の減額でございます。事業費の確定見込みによる減額ということで、こちらも情報機器整備費の補助金でウェブカメラの購入と生徒・教職員用端末の購入によるものでございます。

17款県支出金でございます。総務管理費県補助金、清流の国ぎふ推進補助金で300万円の増額でございます。清流の国ぎふづくり推進事業の採択による増額でございます。交流移住推進事業に150万円、それからワーケーション推進事業に150万円を充当させていただくものでございます。

同じく避難所生活環境確保事業費補助金137万5,000円の減額、事業費の確定による減額でございます。避難所生活環境確保事業費補助金、パーティションですとかマスクなどでございますが、これの確定によるものでございます。

続いて、児童福祉費補助金、私立保育所における感染予防対策事業費補助金125万円の減額でございます。事業費の確定による減額ですが、空調機器等の私立保育所における感染予防対策事業費の補助金でございます。

続いて、幼稚園費県補助金、教育支援体制整備事業費交付金80万円の減額でございます。交付金への財源の振替による減額でございます。

続きまして、20款繰入金ですが、財政調整基金の繰入金で、1億5,563万7,000円の減額でございます。財源振替等に伴う基金繰入金の減額です。

5ページをお願いいたします。23款市債ですが、小学校債で学校教育施設等整備事業債、720万円の

減額、それから中学校債で同じく学校教育施設等整備事業債で510万円の減額、共に中学校の情報通信ネットワーク環境整備事業の事業費の確定見込みによる減額でございます。

歳入合計で、1億5,171万4,000円の減額でございます。

6ページをお願いします。歳出のほうですが、2款総務費です。交流・移住推進事業で10万円の減額、こちらは円滑に移住を進めるためのガイドブックの制作事業費の確定による減額と、県補助金の採択による交付金充当額の減でございます。

それから次が、ワーケーション推進事業で20万9,000円の減額です。ワーケーション推進調査業務の事業費の確定による減額と、県補助金の採択による財源更正及びワーケーション誘致・発信業務への交付金の充当増によるものでございます。

それから、行政ネットワーク機器更新事業は補正額はありません。財源更正ということで、臨時交付金の新規充当でございます。テレワーク環境の整備に係るネットワークの設定、パソコン等機器の購入及び設定に伴うものでございます。

3款民生費です。災害ボランティアセンター環境整備事業で補正がございませんが、財源更正ということで、臨時交付金の充当調整でございます。郡上市災害ボランティアセンター、資器材、高圧洗浄機、マスク等の整備に伴うものでございます。

続きまして、高齢者タクシー等利用助成事業で、これも補正額はありません。財源更正ですが、臨時交付金の充当増ということでございます。高齢者を対象としたタクシー等利用助成の実績見込みに伴うものでございます。

通所介護事業等緊急支援事業で、こちらも補正額ございません。財源更正で臨時交付金の新規充当でございます。通所系介護サービス事業所に対する定額支援金の交付に伴うものでございます。

7ページをお願いします。放課後児童健全育成事業で20万円の減額でございます。放課後児童支援員等へ1人当たり2万円の特別感謝金支給事業費の確定による減と、財源更正ということで、放課後児童クラブの支援である子ども・子育て交付金の特例措置分の臨時交付金の新規充当に伴うものでございます。

次に、保育環境改善等事業、250万円の減額でございます。私立保育園の新型コロナウイルス対策に係る空調・換気機器の設置、改修等に対する補助事業費の確定による減額でございます。

次に、新型コロナウイルス対策赤ちゃん応援特別事業で、補正額ございません。財源更正ということで、令和2年4月28日以降に生まれた新生児に対する10万円の商品券の給付事業の実績見込みに伴う臨時交付金の充当額の調整でございます。

続いて、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、603万2,000円の減額でございます。子育て世帯への国補助、市単独、それぞれ1人当たり1万円の臨時特別給付金支給事業費の確定による減額でございます。

次に、民間保育所運営費で60万円の減額でございます。民間の保育士等1人当たり2万円の特別感謝金支給事業費の確定によるものでございます。

8ページお願いします。保育園管理運営経費で124万円の増額でございます。公立の保育士へ1人当たり2万円の特別感謝金支給事業費の確定による減額2万円と、やまびこ園の畳張替えなどの感染症拡大防止対策、繰越しになりますが、これに係る126万円の事業費の増額でございます。

次が、児童館の管理運営経費で19万7,000円の増額でございます。こちらは感染症拡大防止対策の繰越しになりますが、事業のわら児童館ですけれども、除菌対策のためのウレタンマットの購入に伴う増額でございます。

次が、保育園施設整備事業で24万5,000円の増額でございます。こちらも感染症拡大防止対策、繰越しになりますが、これによる増額で、みなみ園の給食室のエアコン設置に伴う増額と、あと財源更正で高鷲北保育園のエアコン設置工事費の確定見込みによる交付金の充当額の調整による減というものでございます。

次に、4款衛生費です。予防接種事業で、補正額ございません。財源更正で、高齢者及び妊婦に対するインフルエンザワクチン接種に対する助成の実績見込みによる臨時交付金の充当額調整によるものでございますし、次が、乳幼児健診、こちらも補正額ございません。財源更正ということで、高圧蒸気滅菌器、非接触式体温計、フェイスシールドの購入事業の確定見込みによる臨時交付金の充当額調整によるものでございます。

9ページ、お願いします。基本健診で、こちらも補正額ございません。財源更正で手指消毒液、物品用消毒アルコールの購入事業費の確定見込みに伴う臨時交付金の充当額調整でございます。

がん検診、補正額、こちらもございません。財源更正ということで、非接触式体温計、手指消毒液の購入事業費の確定見込みに伴う臨時交付金の充当額の調整でございます。

続きまして、5款農林水産業費ですが、がんばれ郡上の農水産物応援事業で、こちらも補正額はございません。財源更正ということで、新型コロナウイルスの影響による市内産の農水産物の販路拡大を目的とした農水産物購入経費助成事業に係る3月補正時の未充当分に対して臨時交付金の充当増を行うものでございます。

それから次が、農作物次期作支援事業ということで、こちらも補正額ございません。財源更正です。感染症の影響による次年度の生産継続を促すための資機材の費用支援事業でございますが、これに係る3月補正時に未充当であった交付金の充当増ということでございます。

次が、農業振興施設の管理経費で6,000円の減額でございます。美並の基幹集落センター集会室の網戸設置工事の事業費の確定による減額でございます。

6款商工費でございます。商工会活動事業で補正額ございません。財源更正でテイクアウト用弁当購入支援事業の実績による臨時交付金の充当額の調整でございます。

続きまして構造改革支援事業で、こちらも補正額ございませんが、財源更正ということで、融資信用保証料補給実績見込みによる臨時交付金の充当額の調整でございます。

10ページをお願いいたします。雇用対策推進事業で、こちらも補正額ございませんが、財源更正ということで、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持に伴う事業者支援の実績見込み、これによる臨時交付金の充当額の調整でございます。

続きまして、新型コロナウイルス商工緊急対策事業でございます。3,013万6,000円の減額ということでございますが、郡上市のテイクアウト食品購入支援事業ほか、ここに記載の5事業ですね、この事業費の確定による減額及び財源更正ということで、感染症拡大防止協力金への市負担金へ臨時交付金の新規充当及び飲食店の応援事業の会計年度任用職員の雇用経費に対して、臨時交付金の充当額の調整を行うものでございます。

続きまして、11ページをお願いします。新型コロナウイルス観光緊急対策事業、9,792万9,000円の減額でございます。観光事業者の経営安定化補助金及び郡上で泊まろう支援事業の事業費の確定見込みによる減額及び財源更正としまして、Go To キャンペーン事業者支援事業、繰越しになりますが、及び郡上で泊まろう支援事業、これも繰越しになりますが、この臨時交付金の新規充当と、郡上満喫体験型観光割引事業補助金の臨時交付金の充当額の調整によるものでございます。

続きまして、8款消防費ですが、消防活動経費で1,399万2,000円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症の罹患者専用救急車の携帯型除細動器等の資器材の整備、これも繰越しになりますが、これによる増額と、もう一つは財源更正ということで、救急隊員等感染症対策用の感染防護衣の事業費の確定による臨時交付金の充当額の調整を行うものでございます。

続きまして、災害対策事業費で275万1,000円の減額でございます。新型コロナウイルス対策用備蓄品の整備事業の事業費の確定による減額及び財源更正で、岐阜県域統合型GIS災害時情報収集機能初期設定業務等の事業費の確定見込みによる臨時交付金の充当額の調整でございます。

12ページをお願いいたします。9款教育費で、学校健康管理事業でございます。2万2,000円の減額です。感染症予防のための防護服やゴム手袋の購入の事業費の確定による減額及び財源更正で、高圧蒸気滅菌器購入事業の臨時交付金の充当額の調整によるものでございます。

それから続きまして、高校生・大学生等就学応援給付金事業で補正額ございません。財源更正ですが、この事業の実績に伴いまして臨時交付金の充当額の調整を行うものでございます。

続きまして、教育情報通信設備整備事業で111万1,000円の減額でございます。教育サーバーの移設工事の事業費の確定による減額でございます。

続きまして、小学校管理事務経費で34万6,000円の減額です。ウェブカメラの購入等の事業費の確定による減額と、それから財源更正としまして、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業への交付金の充当額調整と学校教育活動継続支援事業への臨時交付金の新規充当によるも

のでございます。

それから次が小学校施設管理経費で、こちらは補正額ございません。財源更正ということで、小学校の扇風機の設置事業費の確定見込みによる臨時交付金の充当額調整でございます。

それから13ページをお願いします。小学校校舎等整備事業で23万2,000円の減額でございます。トイレの洋式化工事及び大和第一北小の間仕切りの設置工事の事業費の確定見込みによる減額及び財源更正で、小学校のエアコン設置工事の事業費の確定見込みによる臨時交付金の充当額の調整でございます。

それから次が、小学校情報通信ネットワーク環境整備事業で、1,716万6,000円の減額でございます。こちらは、校内の情報通信ネットワーク環境施設整備及び生徒・教職員用端末の購入、この事業費の確定見込みによる減額でございます。

続きまして、中学校管理事務経費で8万4,000円の減額です。こちらはウェブカメラの購入等事業費の確定による減額と、財源更正としまして、学校再開に伴う感染症対策、学習保障等に係る支援事業への交付金の充当額の調整と、その下の学校教育活動継続支援事業への臨時交付金の新規充当によるものでございます。

続きまして、中学校施設管理経費で、補正額ございませんが、財源更正ということで、中学校扇風機設置事業費の確定見込みによる臨時交付金の充当額調整でございます。

14ページをお願いいたします。中学校校舎等整備事業で、21万1,000円の減額でございます。トイレの洋式化工事、事業費の確定見込みによる減額と、財源更正としまして、中学校のエアコン設置工事費の事業費の確定見込みによる臨時交付金の充当額の調整でございます。

続きまして、中学校情報通信ネットワーク環境整備事業で、883万7,000円の減額でございます。情報通信ネットワーク環境施設整備及び生徒・教職員用端末の購入事業費の確定見込みに伴う減額でございます。

続きまして、幼稚園管理事務経費、10万円の減額でございます。こちらは、幼稚園職員への1人当たり2万円の特別感謝金支給事業費の確認による減額及び財源更正で、新型コロナウイルス感染症に対応するための幼稚園の環境整備の財源更正に伴う臨時交付金の充当増でございます。幼稚園施設整備事業で、26万9,000円の減額でございます。みなみ園の給食室のエアコン設置による感染症拡大防止対策、繰越しになりますが、これに係る事業費の増額及びはちまん幼稚園のサッシ改修事業の確定による減額でございます。

15ページをお願いいたします。公民館管理経費で6万4,000円の減額、八幡地域公民館の網戸設置及び飛沫防止板購入事業費の確定による減額でございます。

続きまして、社会教育施設管理経費、1万1,000円の減額、和良町民センターの網戸設置工事の事業費の確定による減額でございます。

続きまして、文化センター施設管理経費 8 万 3,000 円の減額、文化センターの会議室網戸の設置工事及び飛沫防止板の購入事業費の確定による減額でございます。

学校給食センター施設改修事業で 161 万 1,000 円の増額、高鷲の給食センターの洗浄室のエアコン設置による感染症拡大防止対策、繰越しになりますが、これに係る増額でございます。

以上、歳出合計で、1 億 5,171 万 4,000 円の減額でございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 4 番 田中義久君。

○4 番（田中義久君） 4 番 田中です。年度末処理ということで、入りを図りてといたしますか、それぞれやっていただいたと思いますけれども、一つだけちょっと教えてもらいたいのは、4 ページ、今回の補正で一番金額的にも大きいのは、この財政調整基金の繰入金で財源振替等に伴って減額してきたと、こういうことだと思いますけど。

2 月の新年度予算説明の折に配っていただきました資料、その中に財政中期試算があります。令和 2 年度から 10 年度へ向けての試算がされておりますけれども、その中には基金残高見込みが財政調整基金は 9 億 6,000 万円という数字で書いてあります。それで 2 月の試算に対しまして、今回、3 月のこの時期、年度末の補正予算によりまして、10 億円が 8 億 4,600 万円に減ることができたわけですが、令和 2 年度末の財政調整基金の現在高、その数字だけちょっと教えていただきたいと思いました。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 古田総務部長。

○総務部長（古田年久君） 2 年度末のこの補正後の数字ということで御了解いただけますか。この補正で 1 億 5,500 万円ほど戻します、取り崩しをなくしますんで、今のところ 11 億 1,000 万円ほどの財調の残という見込みをしておりますが、この特別交付税とか、あと除雪経費の補助金のほうも、恐らく見込まれると思いますので、また専決補正のほうで、最終的には見込ませていただきたいと思いますが、もう少し取り崩しのほうを減らせるのではないかという見込みを持っておりますので、よろしくお願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 田中義久君。

○4 番（田中義久君） 繰入金の減額ですから、そういうことになると思って、うれしい報告を聞きたいと思って聞きました。ありがとうございました。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 9 番 野田勝彦君。

本部の対策委員本部のテレビ会議に出席しておりますので、議案第54号は保留しまして、日程39、議発第4号以降を先に審議したいと思います。

よって、この54号に関しましては、午後からの会議で取り扱うことにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。ちょっと待って、異議あり。後でやりますから、54号。(発言する者あり)少々お待ちください。

異議なしと認めます。よって、議案第54号は保留しまして、日程の議発第4号以降を先に審議することに決定いたします。

そうしましたら、今の商工観光部長に関しましての再質問、許可します。

(挙手する者あり)

○議長(山川直保君) 9番 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦君) 野田です。説明いただきましてありがとうございます。いずれにしても、ほかから、この支援ではなしに、ほかからの給付があったということもあり、あるいはG o T oのせいということもあって、受けるべき支援が受けられないで困窮されているわけではないということが分かりました。了解いたしました。

○議長(山川直保君) それでは、会議を進行します。

そのほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議発第4号から議発第7号までについて(議案朗読・提案説明・採決)

○議長(山川直保君) 日程39、議発第4号 郡上市議会会議規則の一部を改正する規則についてから、日程42、議発第7号 郡上市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4議案を一括議題とします。

順次、議会事務局長に朗読させます。

大坪議会事務局長。

○議会事務局長(大坪一久君) それでは、順に朗読させていただきます。

議発第4号

郡上市議会会議規則の一部を改正する規則について

郡上市議会会議規則(平成24年郡上市議会規則第2号)の一部を改正する規則を、地方自治法第112条及び郡上市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年3月23日提出

提出者 郡上市議会運営委員長 清水敏夫

郡上市議会議長 山川直保様

提出理由

会議への情報通信機器の持ち込みと使用について及び、議会災害対策会議を規定に加えるためこの規則を定めようとする。

2枚おめくりいただきたいと思います。新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

目次のところですが、（情報通信機器の使用）第154条を加えることによりまして、第5章以降の条ずれが発生しますので、その条ずれを訂正、改めるものとなります。

105条の第2項、こちらは、地方自治法の条文が現在の地方自治法と合っていない部分がありますので、「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改めるものです。

次に、（情報通信機器の使用）について、「第154条 何人も、会議室に情報通信機器を持ち込み、議長の許可を得て会議で使用することができる。2 前項の規定により持ち込んだ情報通信機器は、別に定める規定に基づき使用しなければならない。」この1条を加えるものというふうになります。それ以降、155条以降3ページの頭、169条までは条ずれを改めるものになります。

新のほうの170条ですが、こちらは字句の訂正で、「決する。」を「決定をする。」というふうに変更するものです。

それから別表ですが、こちら条ずれを改めまして、169条関係になりますが、こちらには、名称として、「議会災害対策会議」、それから目的が「議会の危機管理に関する協議又は調整」、構成員が「議長、副議長及び議会運営委員」、招集権者、「議長」を加えるものとなります。

この規則につきましては、公布の日から施行するということとなります。

議発第5号

郡上市議会基本条例の一部を改正する条例について

郡上市議会基本条例（平成27年郡上市条例第61号）の一部を改正する条例を、地方自治法第112条及び郡上市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年3月23日提出

提出者 郡上市議会運営委員長 清水敏夫

郡上市議会議長 山川直保様

提出理由

議会における危機管理体制を整え、災害時においても議会の機能を維持するため、議会の危機管理の規定を加えるほか、広報広聴機能の充実を図るための特別委員会の設置について、議会運営委員会で協議するよう改めるため、この条例を定めようとする。

こちらを2枚めくっていただきまして、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

こちら、目次のところですが、第9章を加えることで、10章以降の章ずれ、条ずれを改めるものとなります。

12条のところですが、「地方自治法」のところの法律のところの「(昭和22年法律第67号)」というのが漏れておりましたので、こちらを加えさせていただきたいと思います。

それから17条ですが、こちらが特別委員会の部分です。広報広聴特別委員会の設置に関する部分ですが、これを議会運営委員会において協議を行うというふうに改めるものです。

それから17条の3項ですが、「広報広聴特別委員会に関し」という部分を「広報広聴活動に関し」というふうに改めるものとなります。

それで、次に、「第9章 議会の危機管理」を加えるもので、24条で、「議会は、災害時においても、議会機能を適正に維持できるよう危機管理体制の整備に努め、市長等と連携するものとします。」次に、「(災害時の議会への対応) 第25条 議長は、市民に甚大な被害を及ぼす災害の発生時、又は災害の発生が予測される場合、郡上市議会災害対策会議を設置することができます。2 議会は、必要に応じて郡上市災害対策本部と連携し、情報を共有するものとします。3 災害時の議会の行動基準等に関し必要な事項は、別に定めます。」この2条を加えるものとなります。それ以降、章ずれと条ずれを直すものであります。

28条のところですが、(継続的検討)の部分ですが、「議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、」という部分を、「議会が必要であると認めるときは、」に改めるものとなります。

こちらにつきましても、この条例は、公布の日から施行するということとなります。

議発第6号

郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例について

郡上市議会委員会条例(平成16年郡上市条例第213号)の一部を改正する条例を、地方自治法第112条及び郡上市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年3月23日提出

提出者 郡上市議会運営委員長 清水 敏 夫

郡上市議会議長 山川 直 保 様

提出理由

下水道事業が公営企業会計となり管理者に変更が生じたためこの条例を定めようとする。

こちらもおめくりいただきまして、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

2条の産業建設常任委員会の所管事業に、「下水道事業」を加えるものとなります。

それから15条の2項ですが、これは字句を改めるものですが、「審査し、」とあるのを「審査」に改めるものであります。

次に、2ページを御覧いただきたいと思います。こちらも字句の訂正になりますが、18条の下線部、「出席して」という字句を「出席し」に改めるものであります。

それから26条の3項ですが、こちらも字句を改めるもので、範囲を「超え」というところを範囲を「超えたとき」に改めるものであります。

それから28条のところですが、こちらも字句の訂正になりますが、意見を「述べさせ、」というところを意見を「述べさせること」に改めるものであります。

こちらの施行日ですが、この条例は、公布の日から施行するということとなります。

議発第7号

郡上市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

郡上市議会政務活動費の交付に関する条例（平成28年郡上市条例第6号）の一部を改正する条例を、地方自治法第112条及び郡上市議会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年3月23日提出

提出者 郡上市議会運営委員長 清水敏夫

郡上市議会議長 山川直保様

提出理由

政務活動費の適正な出納管理を行うためこの条例を定めようとする。

こちらもおめくりいただいて、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、6条の1項のところにあります「当該残余の額と同額」という部分を「当該残余の額に相当する額」に改めるものであります。

2項のところも同様で、「当該残余の額と同額」を「当該残余の額に相当する額」に改めるものであります。

こちらにつきましても、この条例は公布の日から施行するということとなりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山川直保君） ここで議案提出者の議会運営委員長からの説明をお願いいたします。

17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） ありがとうございます。

趣旨等につきましては、ただいま事務局長から説明させていただきました。議発第4号から議発第7号までの4本でございますが、これにつきましては、全て提出者が議会運営委員長になっておりますけれども、地方自治法の109条の議会運営委員会の職務の中で、議会の運営に関する事、あるいは議会の会議規則、委員会等に関する条例等に関する事項等々を議運で協議をし、それを受けて、申合せによりますと、申合せの中で26番目に、委員会において発議案を提出する場合、全会一致のときは、会議規則14条の2項に基づいて当該委員長で提出するというところでございますので、この件につきましては、何回か議運の中で協議してまいりましたが、昨日の第4回議運におきまして、それぞれ4本とも全会一致でもって、それぞれの項目の改正が必要であるというふうな結果になりましたので、細かくは今読み上げたとおりでございますけれども、御了承をいただいて、この4本の改正につきまして御同意いただきたいと思っております。

簡単ですが、説明に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑に当たっては、議案番号を述べて質疑をしてください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議発第4号から議発第7号の4議案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

議案ごとに、討論、採決を行います。

議発第4号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議発第4号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議発第4号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議発第5号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議発第5号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議発第5号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議発第6号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議発第6号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議発第6号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議発第7号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議発第7号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議発第7号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎発言の取消

○議長(山川直保君) ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

(「議事進行」と9番議員の声あり)

○議長(山川直保君) 議事進行ですか。もとい。

9番 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦君) 野田です。先ほどの私の質問に関しまして、この質問、この補正に関する本質的な問題ではありませんので、もし議員諸氏の御賛同がいただければ、私は質問を取り下げまして、個別的に、また後から伺うことにしますので、ここでできれば採決をお願いいたします。

○議長(山川直保君) ただいま9番 野田勝彦君から発言がございました。先ほどの質問に関しましては、この本会議の議事録から削除、また質問の撤回ということで皆様方、御異議ないでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) ありがとうございます。それでは、野田君の申出のとおり、質問を撤回ということに決定いたします。

◎議案第54号について（採決）

○議長（山川直保君） それでは、このまま会議を進めさせていただきます。

それでは、日程の38の議案54号については、そのほか質疑はございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。議題となっております議案第54号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議員第54号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第54号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎市長挨拶

○議長（山川直保君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。ここで日置市長から御挨拶を頂きます。

日置市長、どうぞ。

○市長（日置敏明君） 令和3年第1回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る2月26日開会以来、本日3月23日に至るまで26日間にわたりまして、終止、慎重かつ御熱心に御審議をいただきました。令和3年度の21会計にわたる当初予算や条例改正案を初め、また、本日追加提案をいたしました補正予算に至るまで、54議案にわたりまして御議決をいただきました。ただいま54号の議案につきましてお尋ねの点につきましては、また後ほど御説明をさせていただきます。

誠にありがとうございました。これでいよいよ令和3年度の市政を推進する態勢を整えていただいたというふう存じております。

令和3年度も、まだまだ新型コロナウイルスの感染の先行きについては不透明な点もございまして、そうした情勢を、この推移を見守りながら、まず、当面するワクチンの接種、あるいは感染防止、そして地域経済や市民生活へのサポート等々、臨機応変な対応をしまいたいというふうに存じております。

また、今回審議の過程において頂きました数々の御提案、御意見につきましては、これから市政を進めていく上において、十分これも踏まえてまいりたいというふうに思っております。

今年は、全国的にも桜の開花が早いようでございまして、郡上市におきましても、早いところでは開花が始まっているようであります。このような中で、早速、4月3日にはオリンピックの聖火リレーが八幡町内で行われる予定でございます。コロナ感染防止について、市民一丸となって警戒を緩めないで対応していきながら、新年度の本格的な春を迎えていきたいと存じております。

議員の皆様方におかれましても、十分健康に御留意をいただきまして、市政の推進のためにますます御活躍をくださいますよう祈念を申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（山川直保君） ありがとうございました。令和3年第1回郡上市議会定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、新型コロナウイルス感染症の対策をとりながらの議会となりましたが、2月26日から本日までの26日間、条例改正初め追加補正を含む補正予算など、市政の諸案件につきまして、極めて慎重に御審議いただき、全議案を滞りなく議了することができました。これもひとえに議員各位の御協力によるものと深く感謝を申し上げます。

また、市長初め執行部各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から審議の過程や、また一般質問などで述べられました意見、また要望につきましては、今後、市政の執行に十分反映されますようお願いを申し上げます。

なお、代表監査委員におかれましては、本会議への御出席をいただきまして誠にありがとうございました。

議員各位並びに執行部各位におかれましては、年度末でありますし、また新年度を迎えます大変御多忙のこととは存じますが、さらに、この新型コロナウイルス感染防止対策をしっかりと行っていただきまして、健康には十分御留意いただき、ますますの御活躍を祈念申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（山川直保君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和3年第1回郡上市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（午後 0時06分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 田 代 まさよ

郡上市議会議員 田 中 義 久